

～輪島市からの発信～

災害時要援護者における 避難支援対策に関する シンポジウム



主催：内閣府

共催：石川県、輪島市

後援：総務省消防庁、厚生労働省、北國新聞社、NHK金沢放送局、北陸放送、石川テレビ放送

シンポジウムの目的

近年の災害の特徴として高齢者等の災害時要援護者の被災が多く、その対策を進めるために「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(平成18年3月改訂)をとりまとめました。しかし、市町村では取組にあたって多くの課題に直面していることから、平成18年度に検討会を立ち上げ、課題やポイントについてガイドラインの手引きとなる報告書を取りまとめました。

平成19年度はガイドラインに沿った市町村を中心とした取組の促進を図るため、東京都と能登半島地震の被災地(石川県)においてシンポジウムを開催いたします。また、事前に能登半島地震における災害時要援護者の避難支援の現状や今後の課題などを調査し、その結果報告を行うことにより、要援護者の避難支援に対する意識の向上を図ります。

輪島市長からメッセージ



全国各地より災害時要援護者対策に関するシンポジウムにお集まりの皆様を心よりご歓迎申し上げます。

本年3月25日に発生した能登半島地震は、石川県の観測史上最大の震度を記録し、震源地に最も近かった輪島市では、住家の全半壊が1,500棟を超える等、約17,000棟の建物被害をはじめ、道路等に甚大な被害を被りました。しかし、人的被害において死者1名、重軽傷者115名であったことは奇跡と言えます。このことは、緊急消防援助隊等による捜索もありますが、日頃より高齢化率の高い地域で民生委員の方々を中心とした「要援護者マップ」を活用した地域見守りネットワークの活動が生かされ、極めて早い段階での要援護者等の安否確認を行うことができたことが大きな要因と考えられます。

今回の震災を通じ、災害時における要援護者の救援に向けた熱心な議論が行われ、より完成度の高い要援護者対策が構築されますようお願い申し上げます。

結びにあたり、今回のシンポジウムにご参集の皆様にご心より敬意を表しますとともに、今後の要援護者対策の一層の充実とともに、皆様方におかれましては益々ご健勝にて各分野でご活躍されますことを祈念申し上げます、ご挨拶といたします。

平成19年10月18日

輪島市長 梶 文秋



I. 災害時要援護者の避難支援にかかる背景

平成19年3月25日に発生した「平成19年能登半島地震」では、多くの高齢者が被災しました。日本列島に住む限り、いつでもどこでも地震災害は起き得るということを改めて認識させられるとともに、平常時から、災害時要援護者に対する取組みを進めておくことの重要性もまた認識させられる災害となりました。各地域における災害時要援護者対策の取組の現状を見ると、多くの市町村において、要援護者情報の共有化や平常時からの福祉関係者との連携等、様々な課題に直面している状況にあります。

II. これまでの政府の取組み

平成16年の一連の風水害等では、犠牲者の半数以上が高齢者

平成16・17年度

有識者からなる検討会を立ち上げ、避難準備情報の創設、災害時要援護者情報の収集・共有、避難支援プランの作成等を柱とするガイドラインを作成

平成17年度は、避難所における要援護者への配慮や関係機関等の間での情報共有・連携強化等の観点からガイドラインを改訂し、内容の充実を図る。

災害時要援護者の避難支援ガイドライン

避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン

平成18年度

「福祉と防災との連携の確保」を主要テーマとして検討会を設置。

要援護者情報の共有や福祉避難所の活用など先進事例等の調査・分析を行い、取組にあたっての重要ポイントについて具体的な方策を提示。

先進的な取組事例の調査・分析に基づき取組方策やフローチャート等を提示

平成19年度

ガイドライン及び平成18年度検討会の成果を踏まえ、市町村の取組を促進するために下記の2項目を実施。

- 避難支援対策に係るシンポジウムの開催
能登半島地震の被災地（石川県輪島市）と東京都でシンポジウムを予定。
- 普及啓発ビデオの作成

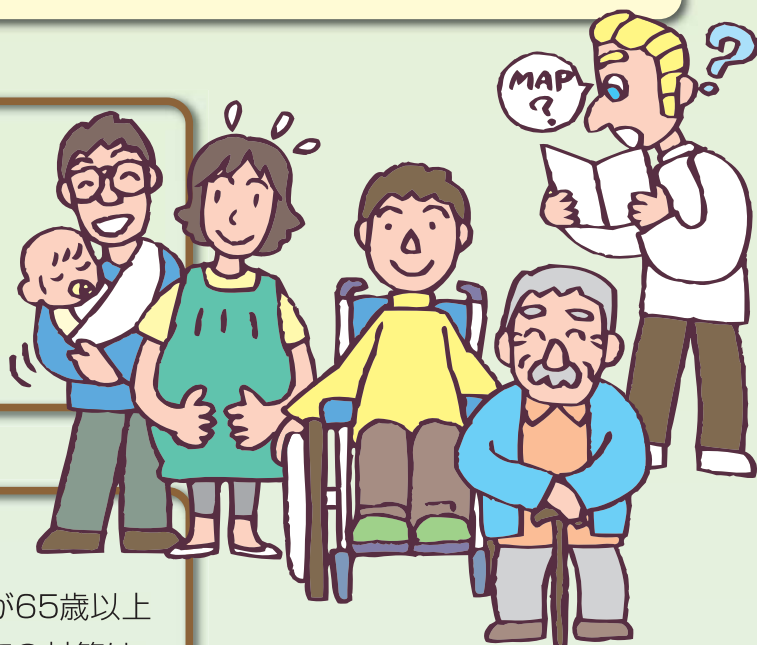
Ⅲ. 災害時要援護者対策とは

災害時要援護者対策は、地域において、高齢者や障害者など災害時の避難にあたって支援が必要となる人を特定し、その一人ひとりについて、誰が支援してどこの避難所等に避難させるかを定める「避難支援プラン」を策定することを主眼とした取組です。

また、このプランの策定やこれに基づく訓練等の過程を通じて、いわゆる自助、共助を基本としながら、地域ぐるみで防災体制を話し合い、避難支援や避難所での支援の仕組みを構築していくものでもあります。

I 災害時要援護者とは

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する方々（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等）です。



II 災害時要援護者対策の重要性

ここ数年の風水害や豪雪においては、死者の大半が65歳以上の高齢者となっているなど災害時要援護者についての対策は、災害時において人的被害を少なくしていくための重要課題です。

Ⅲ 市町村における取組の主な手順

① 要援護者の特定

地域において、災害時の避難にあたって支援が必要となる方々を特定します。

② 要援護者情報の収集・共有

市町村の防災部局と福祉部局のみならず、直接避難支援に携わる自主防災組織、民生委員等において、要援護者に関する情報の共有が必要です。

③ 避難支援プランの策定

一人ひとりの要援護者に対して、災害時に誰が支援してどこの避難所等に避難させるかなどを定める「避難支援プラン」の策定が必要です。



IV. 災害時要援護者対策の進め方について

I 災害時要援護者支援班の設置による部局間の連携

●防災関係部局と福祉関係部局との連携

災害時要援護者支援班の設置は、市町村における支援体制を確立するための第一歩です。

●市町村が行う要援護者対策に対する都道府県の支援・協力

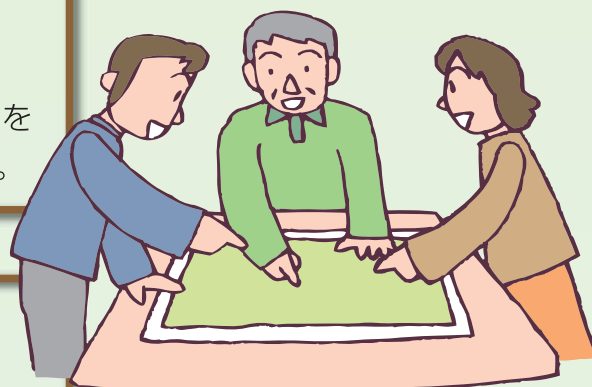
市町村や関係機関等を交えた検討会や研修会の実施、先進的な取組事例の紹介、モデルプランの作成等の支援が必要です。



II 平常時からの福祉関係者との連携

●情報共有化等による福祉関係者との連携強化

平常時から福祉関係者と要援護者について議論する場を持ち、災害時の役割や情報伝達体制を定めておきましょう。



III 避難準備情報等の発令の判断基準の設定

●地域特性を踏まえた避難準備情報等の判断基準の設定

ハザードマップを作成するとともに、地域の実情を加味して避難準備情報等の具体的な判断基準の設定が必要です。

●早期の避難準備情報等の発令と適切な伝達手段の確立

適切なタイミングで躊躇することなく避難準備情報等を発令する必要があります。

●地域住民への避難準備情報等の適切な周知

ハザードマップの配布等を通じて、要援護者や支援者に対して避難準備情報等の意味の周知が必要です。



～避難支援ガイドラインのポイントと対応方策～

IV 要援護者の範囲の決定

●支援すべき要援護者の優先度の検討

支援対象者は、① 支援の必要性、② 家族・地域の支援力、③ 居住地の災害への脆弱性といった3つの視点からの検討が必要です。

V 関係機関共有方式による要援護者情報の共有

●個人情報保護条例の規定をもとにした関係機関共有方式の積極的活用

目的外利用・第三者提供が可能とされる個人情報保護条例の規定をもとに、関係機関等との要援護者情報の共有が必要です。

●行政内部における情報共有

要援護者情報が外部に漏洩などすることのないよう情報の管理・更新方法を検討しましょう。

●行政外の関係機関等との情報共有と守秘義務の確保

行政外の関係機関等に提供する際には、誓約書などにより守秘義務を確保するとともに、住所や氏名等の基本的な情報の提供にとどめることも必要です。

●要援護者情報の活用方策の検討

避難支援プラン作成の際、同意が得られない要援護者については、情報を行政内部のみで共有し、活用しましょう。

VI 福祉避難所の設置・活用による支援

●福祉避難所の設置に係る事前準備

平常時から、社会福祉施設等と協議し、災害時における福祉避難所としての活用について協定を締結しておくことが望まれます。

●発災時における福祉避難所での対応

発災時には、福祉避難所をできる限り早期に開設し、要援護者に対する適切な支援を実施しましょう。

シンポジウムプログラム

◆主催者あいさつ

田口 尚文

(内閣府大臣官房審議官)

◆ごあいさつ

梶 文秋

(輪島市長)

◆講演

「平成19年能登半島地震における災害時要援護者への対応について」

立木 茂雄 (同志社大学 社会学部社会学科 教授)

◆パネルディスカッション

●テーマ「防災と福祉の連携を如何に進めていくか」

●コーディネーター

立木 茂雄

●パネラー

○政府における災害時要援護者対策の取組について

諏訪 五月 (内閣府 防災担当 参事官補佐)

○防災と福祉の連携のあり方

田中 淳 (東洋大学 社会学部 教授)

○輪島市における今後の取組

福田 友昭 (輪島市福祉環境部長)

○災害時要援護者のための金沢市福祉防災台帳

字野 孝一 (金沢市福祉健康局長寿福祉課長)

◇日 時：2007年10月18日(木) 13:00～16:30 (開場12:00)

◇場 所：サン・アリーナ(石川県輪島市杉平町1-12 一本松総合運動公園体育館)

TEL:0768-23-0101

◇参加費：無料

◇定 員：700名

参加申し込みの方法

氏名、所属(勤務先名称)、住所、連絡先電話番号を記入の上、下記担当にお送りください。Eメールでも受け付けております。

なお、定員になり次第締め切らせていただきます。

参加者には参加票を後日郵送させていただきます。

<参加申し込み先>

みずほ情報総研株式会社

社会経済コンサルティング部

「災害時要援護者対策に関するシンポジウム」担当

TEL:03-5281-5404/FAX:03-5281-5443

E-mail:youengo@mizuho-ir.co.jp/

◆10月15日(月)必着

◆下記ホームページからも参加申し込みが可能です。

<http://www.mizuho-ir.co.jp/>

シンポジウム会場地図

